

重要事項説明書

訪問看護ステーション甲賀

訪問・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている、訪問看護ステーション甲賀の提供する指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

訪問看護ステーション甲賀は、看護やリハビリが必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人 ヘルスケア甲賀
代表者氏名	代表理事 今村 頼子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒520-3322 滋賀県甲賀市甲南町深川 2201 番地 TEL :0748-70-2880 FAX : 0748-70-6309
法人設立年月日	平成 29 年 3 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション甲賀
介護保険指定事業者番号	2561490133
事業所所在地	〒520-3323 滋賀県甲賀市甲南町深川市場 10 番地 1
連絡先 相談担当者名	TEL : 0748-70-2880 FAX: 0748-70-6309 管理者 新山 和枝
事業所の通常の事業の実施地域	甲南町 甲賀町 水口町 上記以外でも、ご希望があればご相談に応じます。

(2) サービスの提供日・時間等

営業時間	8:30～17:30
訪問対応時間	9:00～17:00
平日（月～金）	○
土・日	△要相談
祝祭日	△要相談

(3) サービス提供体制

職種	業務内容
管理者 (看護師)	① 管理者 1 名 ② 当事業所の運営、管理を行います。 ③ 当事業所の職員の指揮監督を行います。
サービス従業者 (保健師・看護師・理学療法士)	① 看護職員 3 名以上 ② 理学療法士 1 名以上 ③ ご本人様の希望、医師の指示およびご本人の療養の状況を踏まえた訪問看護計画を作成し、その計画に基づき訪問看護サービスを行います。

3 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた方に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、ご本人様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。
事業の方針	① 意思及び人格を尊重して、常にご本人様の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② ご本人様が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 ③ 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	① ご本人様の希望、医師の指示および居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、ご本人様の療養の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。 ② 訪問看護計画書の主要な事項について、ご本人様またはそのご家族に説明して同意を得ます。

訪問看護の提供	主治医やケアマネージャーとの密接な連携および訪問看護計画に基づき、次の訪問看護サービスを提供します。 ① 症状、障害の観察、健康相談 ② 日常生活の看護(清潔介助、食事介助、排泄介助など) ③ 療養上の世話 ④ 医師の指示による医療処置 (褥瘡の予防、処置、カテーテル等の管理など) ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア、認知症患者等の看護 ⑦ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑧ 精神的支援をはじめ総合的な看護 ⑨ その他主治医の指示に基づく必要な看護 ⑩ 他機関、多職種との連携・協働 ⑪ その他サービス(療養相談・助言・その他)
---------	---

※リハビリテーションを希望される場合は、当事業所のリハビリテーション専門の療法士が利用者の同意を得て、看護師にかわり訪問させていただく場合があります。

(2) サービス従業者の禁止行為

サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者様又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ④ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと

- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

5 利用料金①（介護保険からの給付サービスを利用する場合）

（1）看護師による訪問看護サービスを利用する場合

提供時間/利用時間		要支援			要介護		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
8:00～18:00	20分未満	316円	632円	948円	328円	655円	982円
	30分未満	470円	940円	1,410円	491円	982円	1,473円
	30分以上～1時間未満	828円	1,655円	2,482円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上～1時間30分未満	1,136円	2,272円	3,408円	1,176円	2,351円	3,526円
早朝・夜間帯 (25%増) 6:00～8:00 18:00～22:00	20分未満	395円	790円	1,185円	410円	819円	1,229円
	30分未満	588円	1,176円	1,763円	614円	1,228円	1,842円
	30分以上～1時間未満	1,035円	2,070円	3,105円	1,073円	2,145円	3,217円
	1時間以上～1時間30分未満	1,421円	2,841円	4,261円	1,470円	2,939円	4,408円
深夜帯 (50%増) 22:00～翌6:00	20分未満	475円	949円	1,423円	491円	982円	1,473円
	30分未満	706円	1,411円	2,117円	737円	1,474円	2,210円
	30分以上～1時間未満	1,241円	2,482円	3,723円	1,287円	2,574円	3,861円
	1時間以上～1時間30分未満	1,704円	3,408円	5,111円	1,763円	3,526円	5,289円

※20 分未満の利用は、週に 1 回以上は 20 分以上の訪問看護を実施している場合に利用できます

※当事業所の存在する甲賀市は 6 級地になりますので、10.42 円の加算を算定致します。

※通常実施地域を超えた地点から交通費として、往復に要した走行距離 1km につき 50 円（税込）を乗じて得た額を徴収します。

※使用した衛生材料費（ガーゼや絆創膏、チューブ類など）は実費となります。

※死亡時、死後の処置を自宅で行う場合、ご遺体のお世話料 10,000 円(税込)が実費でかかります。

※ご本人様・ご家族の同意を得た上で、以下の加算を算定します。

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算（Ⅰ）	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算（Ⅰ）	365円	730円	1,095円
初回加算（Ⅱ）	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	626円	1,251円	1,876円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分未満）	265円	530円	794円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分以上）	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算	313円	626円	938円
看護・介護職員連携強化加算	261円	521円	782円

1) 緊急時訪問看護加算

訪問予定日以外の電話相談や臨時訪問について、急に状態が変化した場合の対応が可能です（24 時間・365 日対応）。この体制を利用される場合に算定します。また、1 か月に 2 回目以降の緊急訪問については早朝・夜間・深夜の加算を算定します。

※緊急時訪問看護加算(Ⅰ)は緊急時訪問における看護業務の負担軽減に取り組み、条件を満たす場合に、(Ⅱ)は(Ⅰ)の条件に当てはまらない場合に算定します。

2) 特別管理加算

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは次の通りです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレをしている状態、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者様に対して訪問看護を行った場合に算定します。

3) ターミナルケア加算

ご本人様の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、死亡日および死亡前 14 日以内に 2 日以上、訪問看護を実施し、ターミナルケアを行った場合に算定します。

4) 初回加算

新規に訪問看護計画を作成して、訪問看護を提供した場合に算定します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※初回加算(Ⅰ)は病院や施設等から退院又は退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に、(Ⅱ)は退院又は退所日以外の日に初回の訪問看護を行った場合に算定します。

5) 退院時共同指導加算

入院中にステーションの看護師が医療機関と連携し、在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。

6) 複数名訪問看護加算

複数の看護師が同時に訪問看護を行う場合(ご本人様の身体的理由により 1 人での訪問看護が困難と認められる場合、暴力行為や著しい迷惑行為等が認められる場合、その他状況等から判断して必要と認められる場合)に算定します。

7) 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に算定します。

8) 看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等の特定行為業務が必要な方に係る計画書の作成や訪問介護職員等に対する助言等の支援を行った場合に算定します。

(2)理学療法士の訪問を利用する場合

リハビリテーションを希望される場合は、看護師に代わり当事業所のリハビリテーション専門の療法士が訪問をさせていただく場合があります。

	介護予防訪問看護			訪問看護		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
20 分	296 円	592 円	888 円	307 円	613 円	919 円
40 分	592 円	1,184 円	1,176 円	613 円	1,246 円	1,838 円
60 分	444 円	888 円	1,332 円	828 円	1,655 円	2,482 円

※療法士の訪問は 1 週間に 120 分までとなります

※利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて介護予防訪問看護を行った場合、所定の金額を減算します

6 利用料金②（後期高齢者医療・医療保険からの給付サービスを利用する場合）

基本利用料	保健師	週 3 回まで（1 日につき）⇒ 5,550 円	理学療法士 作業療法士	5,550 円
	看護師	週 4 回まで（1 日につき）⇒ 6,550 円		
	後期高齢者医療：訪問看護に要する費用の 1 割または 3 割			
	医療保険：訪問看護に関する費用の 3 割が原則 70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者は 1～3 割			
交通費	訪問看護管理療養費 月の初日（1 日につき）7,670 円 2 日目以降（1 日につき）3,000 円（または 2,500 円※受入実績に応じる）			
	営業区域を超えた地点から 1km につき交通費として 50 円（税込）			
自己負担	使用した衛生材料（ガーゼや絆創膏、チューブ類など）			
	死亡時、死後の処置を在宅で行う場合、ご遺体のお世話 10,000 円（税込）が実費でかかります			

※早朝夜間加算 2,100 円（6～8 時、18～22 時）

深夜加算 4,200 円（22 時～6 時）

※ご本人様・ご家族の同意を得た上で、以下の加算を算定します。

(1) 24 時間対応体制加算

電話等において常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制をとっています。この体制を利用される場合に算定します。

※24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合は 6,800 円/月、それ以外の場合は 6,520 円/月を算定します。

(2) 緊急訪問看護加算

ご利用者様・ご家族様等の求めに応じて主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定します。

※月 14 日目まで：2,650 円/日

月 15 日目以降：2,000 円/日

(3) 特別管理加算

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。

別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは次の通りです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※①に該当する場合は 5,000 円/月、②～⑤に該当する場合は 2,500 円/月を算定します。

(4) 退院時共同指導加算

退院（退所）後の在宅療養についての指導を、入院（入所）施設の職員と共同で行い、その内容を提供した場合に、初日の訪問看護実施日に 1 回 8,000 円を算定します。

（厚生労働大臣が定める疾病等の方や重症者管理加算の対象の方に対しては、2 回まで算定します）

※特別管理指導加算：特別管理加算の対象者に対して退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して 2,000 円が加算されます。

(5) 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病・状態等の方や、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、保険医療機関から退院する日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に、最初の訪問看護の実施日に 6,000 円/月を算定します。

※長時間訪問看護加算を算定できる方に 1 回あるいは複数回の合計時間の合計時間が 90 分を超えて療養上必要な指導を行った場合は 8,400 円を算定します。

(6) 複数名訪問看護加算

ご本人様の状態(厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書に係る訪問看護、暴力行為や著しい迷惑行為等が認められる場合、身体的理由により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合、その他状況等から判断して必要と認められる場合)により、複数の看護師で訪問看護を行った場合に 4,500 円/週を算定します。

(7) 長時間訪問看護加算

長時間の訪問看護を必要とする方(特別管理加算の対象、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けているなど)に対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合について 5,200 円/週を算定します。

(8) 訪問看護情報提供療養費

下記の提供先へ訪問看護の状況を示す文章を提供した場合に、月に 1,500 円いただきます。

訪問看護情報提供療養費 1：市からの求めに応じての訪問看護の状況を示す文章を添えて利用者の保健福祉サービスに必要な情報を支援提供した場合

訪問看護情報提供療養費 2：入学時、転校時、義務教育諸学校からの求めに応じての訪問看護の情報を学校へ提供した場合

訪問看護情報提供療養費 3：保険医療機関等に入院、入所にあたり病院入所先に送る訪問看護にかかる情報を主治医に提供した場合

(9) 難病等複数回訪問加算

1 日に 2 回訪問した場合：4,500 円

1 日に 3 回以上訪問した場合：8,000 円

(10) 訪問看護ターミナルケア療養費

在宅で死亡された場合及びターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で死亡された場合、主治医の指示により死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について説明したうえでターミナルケアを行った場合に 25,000 円を算定します。

(11) 乳幼児加算(6 歳未満)

1 日につき 1 回に限り 1,400 円(厚生労働大臣が定める方に該当する場合にあっては 1,800 円)を算定します。

(12) 訪問看護基本療養Ⅲ

試験外泊時の事前に予定された訪問看護について 8,500 円算定します。

(13) 看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等に関して、事業所の介護職員に対して必要な支援を行った場合に、2,500 円/月を算定します。

(14) 在宅患者連携指導加算

訪問診療を実施している医療機関や歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に 3,000 円/月を算定します。

(15) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

ご本人様の状態の急変などに伴い、医師の求めにより多職種で訪問及びカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に 2,000 円を月 2 回まで算定します。

(16) 訪問看護医療 DX 情報活用加算

電子資格確認により、ご本人様の診療情報を取得等した上で訪問看護に実施に関する計画的な管理を行った場合に 50 円/月を算定します。

(17) 訪問看護物価対応料 1

1 日につき、月の初日 60 円、月の 2 日目以降 20 円加算します

7 料金の支払時期と支払方法について

請求方法	サービス提供翌月の10日を過ぎた頃に請求書を発行し、訪問時にお渡し、または送付いたします。
支払い時期	毎月27日に指定口座から振替させて頂き、お支払いを確認しましたら、翌月の10日過ぎの訪問時に領収書をお渡し、または送付いたします。
支払い方法	口座振替（口座振替不能の場合にのみ、現金徴収可能）

※利用料およびその他の費用支払いについて、正当な理由が無いにもかかわらず、支払期限から 2 か月以上遅延し、さらに支払い督促から 14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※領収書は再発行できかねます。医療費控除の還付請求で必要となることがありますので、必ず保管されますようお願いいたします。

8 サービスの提供にあたって

(1) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供は、ご利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

- (2) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (3) 基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。
- (4) 研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんので、よろしくお願いいたします。
- (5) ご利用者様の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を取ることがあります。(適正に保管・管理いたします)
- (6) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から2年間保存します。
- (7) ご利用者様は事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

9 緊急時の対応について

ご本人様の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかにかかりつけ医に連絡をとるなどの必要な措置を取ります。

10 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	新山 和枝
-------------	-------

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) 虐待防止のための指針を作成し、対策を検討する委員会を設置、委員会を定期的開催しています。
- (7) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

11 身体拘束等の適正化について

- (1) ご本人様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはしないものといたします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご本人様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとしています。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① ご利用者様およびその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業所が得たご利用者様又はそのご家族様の個人情報については、事業所での介護サービスの提供目的でのみ利用いたします。また、必要に応じて事業者のグループ企業で共有する場合があります。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「サービス従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ④ 事業者は、サービス従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、サービス従業者である期間においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、ご利用者様およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ④ 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によりご本人様に損害を及ぼした場合、当事業所は、その損害を賠償します。但し、当事業所が負う賠償責任の範囲は、当事業所が利用者より受領した料金の直近 3 か月分相当額を上限とし、また、現実が生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含みません。但し、当事業所に故意または重過失があるときはこの限りではありません。

14 身分証携行義務について

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様またはご利用者様の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 衛生管理等について

- (1) 看護師等の清潔保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置、開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生などにおいて、ご本人様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 感染症や非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設や訪問看護事業所との連携及び協力を行う体制を構築しています。

17 相談・苦情窓口について

ご本人様が受けておられるサービスについて、ご相談や苦情などがありましたら、当事業所まで遠慮なくお申し出ください。

* 事業所窓口(管理者 新山 和枝)：電話 0748-70-2880

国民健康保険団体連合会および市町村においてもご相談や苦情窓口が設けられています。

* 滋賀県国民健康保険団体連合会：電話 077-510-6605

* 甲賀市介護保険課：電話 0748-69-2166

18 外部評価

① 自己評価の公表・・・○

② 第3者評価・・・×

◆上記の通り説明しました。

令和 年 月 日

説明者	
-----	--

◆上記の通り説明を受けました。

氏名	
代理人氏名	(続柄)